

就職氷河期世代就労困難者支援モデル創出業務 仕様書

1 総則

就職氷河期世代就労困難者支援モデル創出業務（以下「業務」という。）は、契約書に定めるもののほか、この仕様書により実施するものとする。

2 事業の目的・趣旨

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期（概ね平成5年から平成16年）に学校卒業期を迎えた、いわゆる「就職氷河期世代」においては、卒業時、不安定な就労や無業に移行したこと、本来の希望と乖離した条件等で就職せざるを得なかったことによる早期離転職などが端緒となり、今なお、不安定就労等を余儀なくされている者が少なくない状況にある。

就職氷河期世代は、就業状態等に応じ、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業の状態にある方、③社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方に分けられるが、静岡市における対象人数はそれぞれ、①2,200人、②1,700人、③2,100人の計6,000人程度と推計している。

本市においては、令和3年度に「就職氷河期世代就職及び社会的参画促進事業基本計画」を策定し、就職氷河期世代の再チャレンジに向けた意識向上の講座の提供や既存地域リソースの機能強化に取り組んできた。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化等により、正規雇用者数の増加が全国的に伸び悩んだ。そのため国は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和5年度からの2年間の「第二ステージ」と位置付け、効果的・効率的な支援を実施する方針を示した。

本市でも、令和4年度までの取組において、進路決定者（就労や社会参加を果たした者）数は目標を下回り、その背景として、長期無業者や福祉的な支援を必要とする方等、多様化する就労困難者へ対応の困難さ、マインド・スキル面での本人の準備不足、本人の特性を踏まえた企業での就労環境の未整備といった課題が明らかとなった。これらの課題を踏まえ、令和5年度は、孤独・孤立を防ぐ複数人による対話型支援や本人の特性を活かす能力開発訓練、本人の特性に応じたマッチング支援を実施した。

令和6年度は、第二ステージの最終年度であることを踏まえ、就職氷河期世代の就労機会の拡大や社会参加支援をさらに加速させ取り組むこととし、就職氷河期世代のカウンセリングから就労に必要なスキルの習得や向上を支援、さらには企業とのマッチング機会の創出までの伴走支援を行うことで、自らが望む就労や社会参加へと結びつけ、就職氷河期世代の活躍を促す。

また、本市では、高齢化や現役世代人口の減少といった背景のもと、「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画」を策定し、誰もが生きがいや役割を持ちながら暮らすことのできるまちを推進することとした。計画では、就労を希望するすべての市民の活躍を支援する体制を整備する「誰もが活躍支援プロジェクト」を重点プロジェクトと位置づけ、就職

氷河期世代の支援における成果を他分野へ横展開することとしている。このため、本事業を通して就労困難者の就労支援モデルの考察を得ることを目指す。

3 対象者

(1) 静岡市内に在住している、概ね1993年（平成5年）から2004年（平成16年）の雇用環境が厳しい時期に学校卒業期を迎えたいいわゆる就職氷河期世代（以下、「支援対象者」という。）

支援対象者の年齢は令和6年4月1日時点において38歳から53歳とするが、留学、大学院進学、浪人・留年等により、この対象年齢を超える者も存在することから、1993年から2004年に学校卒業期を迎えた者であれば、対象年齢を超える者であっても対象とする。

(2) 静岡市内企業

4 業務の仕様

具体的な業務内容は次のとおりとする。

(1) 本業務の運営及び進捗管理

本業務及び関連する事業全体の管理・マネジメントを行うことで、円滑な業務遂行を図ること。

(2) 支援対象者の掘り起こし

支援対象者に対し、効果的な周知を行い、支援対象者の掘り起こしを図ること。必要に応じて、静岡労働局や静岡県の就労支援機関（ハローワーク、しずおかジョブステーション等）や、静岡市が所管する支援機関との連携を図ること。

(3) 企業開拓及び企業支援

企業に対して、Webなどを活用した効果的な周知を行い、支援対象者の就労先となる企業の開拓を実施すること。企業に対しては、本事業の主旨を十分に説明し、理解を得るよう努めること。

また、就労マッチングを効果的に実施するため、開拓した企業に対し、就職氷河期世代の雇用に必要な指導や助言等を実施すること。指導・助言の具体的な内容の例示は次のとおりである。

業務最適化、業務切り出し、採用までの手続き、採用後の定着促進、関係機関の紹介、使用可能な各種支援制度の紹介など

(4) 支援対象者のスキルアップ支援

支援対象者が無料で就労に役立つスキルを取得するための機会を提供すること。受託者の専門的な知見や経験に基づき、効果的な実施内容及び手法等を提案すること。支援対象者のニーズに対応できるよう、複数のプログラムを用意することが望ましい。また、

支援対象者の特性や状態を踏まえ、電子機器やインターネットを活用する等の工夫をすること。

(5) 就労や社会参加に向けた伴走支援

ア 支援対象者の就労相談支援

支援対象者の職歴や経験を確認するほか、就職に対する意識等を十分に確認するため、就労相談を実施すること。必要に応じて、キャリアコンサルタント等の有資格者を配置し、支援対象者の相談に適切に対応すること。

別途公的支援が必要なケースについては、適宜、支援情報等の提供を行い、適切な機関に繋げるよう努めること。

イ 支援対象者のニーズや能力・特性に応じたマッチング支援

支援対象者の能力に応じ、(3)で開拓した企業とマッチングを実施すること。

マッチングにあたっては、他の就職氷河期世代支援において支援を受けた方や関係機関の利用者についても必要に応じて適切にマッチングを行うこと。

ウ 定着支援

就職後の定着支援として、定期的にヒアリング・カウンセリングを実施するなど、就職後のアフターフォローを実施すること。必要に応じて、採用した企業に対しての助言等の支援を実施すること。

エ モデル事例の発信

本事業の就職氷河期世代の就労・活躍の事例のうち、就労困難者の支援モデルとなり得る好事例について発信し、取組の拡大を図ること。

(6) 就職氷河期世代をはじめとする多様な就労困難者の支援手法の考察

本事業は、誰もが活躍することのできるまちを実現するためのプロジェクトの一環であり、プロジェクトにおいては、何らかの働きづらさを抱える就労困難者に対して、包括的に支援する制度・体制を整備することで、就労を希望するすべての方の活躍を目指すこととしている。そこで、本事業においてマッチング事例を積み上げ、若者・高齢者や、生活困窮者や障害者、障害の診断のないボーダーラインの方、原因特定が困難な長期失業者等の多様な世代・属性の方にも有効な支援について検証し、就職氷河期世代に限らない就労困難者にも汎用可能な就労支援手法について考察すること。

(7) 実施状況の報告

月末時点の事業の状況を翌月10日までに月次報告書を提出すること。なお、3月分については、3月31日までに提出すること。報告様式は、任意様式とする。

また、委託者から実施状況等について報告を求められた場合、受託者は求められた事項について速やかに報告すること。

5 実績及び成果の目標値（K P I）

（1）業務の実施に係る実績及び成果の目標値の最低値は次のとおりとする。

- ・ 支援対象者の掘り起こし数（事業参加者数）：80人
- ・ 就労者数（非正規雇用を含む）：10人
- ・ 社会参加者数（職業訓練への参加、社会的就労※を含む）：20人

※本事業での社会的就労とは、雇用契約を結ばずに訓練として就労を体験する、あるいは、雇用契約を結び支援付きの就労を行い、週に数日や午前のみまたは午後のみ短時間といった個別の対象者の状況に応じた就労形態により働くことを言う。

（2）受託者は、上記（1）以上であり、かつ、実現可能性が高いと認められる目標値を設定し、提案すること。なお、提案の際は、実現可能性が高いことを客観的に示す根拠（具体的な業務実施方法、連携予定先など）を示すこと。

6 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

7 完了報告

受託者は、業務完了後、速やかに以下の書類を書面及び電子データにて提出すること。

（1）業務完了報告書

（2）実績報告書

事業実施内容、成果、考察等を踏まえた就職氷河期世代や就労困難者支援の在り方、今後の方向性等についても記載すること。

（3）その他参考となる資料

8 留意事項

（1）本業務の遂行に当たっては、円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者と連携を密にし、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議の上、これを処理する。

（2）本業務の目的を十分に把握し、本業務の遂行に必要な事項について委託者と調整を図り、適切な事業計画を立案・作成すること。

（3）著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

（4）本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を第三者に提供し、又は目的以外に使用しないこと。

（5）受託者は、本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律及び静岡県個人情報保護条例を遵守すること。

（6）本業務の遂行に当たって、受託者と関係者等との間の苦情、トラブル等が発生した場合は、受託者が迅速かつ誠実に対応すること。対応が困難な苦情等が発生した場合は、迅速に委託者に報告し、対応を協議すること。

（7）本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、これを決定する。